

11 優遇制度

◆ 製造たばこ小売販売業の許可

母子家庭のお母さんや寡婦の方は、製造たばこ小売販売業の許可に際して許可基準の特例が受けられます。

詳しくは

四国財務局 理財部理財課 ☎087-811-7780

申請手続きは

日本たばこ産業(株)香川支社 許可担当 ☎087-823-6616

◆ JR通勤定期の割引

児童扶養手当を受けている母子家庭又は父子家庭の方は、JR通勤定期乗車券を3割引きで購入できます。

定期券をお買い求めの際に、児童扶養手当を認定した市町村の発行する「特定者資格証明書」が必要となりますので、ご購入の前に子育て給付課にお問い合わせください。

▷学割などの他の割引制度との併用はできません。

詳しくは

子育て給付課 ☎823-9447

◆ 税の軽減

母子家庭又は父子家庭のお母さんやお父さんで一定の要件を満たす方は、一般の基礎控除、扶養控除のほかに寡婦又はひとり親控除の適用が受けられます。

寡婦又はひとり親控除適用の方で前年の所得金額が一定額以下の場合は、住民税（市県民税）が非課税となります。

詳しくは

市民税課 ☎823-9421

◆ 少額貯蓄非課税制度（マル優）

預貯金の元本 350 万円までの利子が非課税になる制度です。

対象となる方の例

- ・児童扶養手当の受給者（児童の母）
- ・遺族基礎年金／遺族厚生年金の受給者（妻）、寡婦年金の受給者（妻）
- ・障害基礎年金／障害厚生年金の受給者、障害者手帳の交付を受けている方

ご相談は 各金融機関の窓口へ